

「汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項」の改訂について

このたび、「汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項」の内容の追加及び修正を行いました。

変更点は以下のとおりです。

・2.4 浄化等処理施設(浄化(抽出・磁力選別))

2.4.1 処理フロー(1)湿式処理の場合 (P.36、37) における土壌の処理に関する記載について、文意がより明確になるように追記・修正を行うとともに、細粒分については土壌含有量基準不適合となる場合があり、留意が必要である旨を記載しました。